

令和2年度鎌ヶ谷市歯周病検診

節目の年にはお口のチェック！！

“ここ何年も、歯医者さんに行っていないなあ・・・。”そんな方はいませんか？市では、20歳からの節目の年齢の方を対象に、歯周病検診を行っています。歯周病は、重症化すると歯が抜けてしまう怖い病気です。自覚症状があまりないため、気がついた時には重症化していることもあります。平成28年度の全国実態調査では、20代では、約7割の人に歯周病の所見がありました。若い時から定期的に検診を受けて、早めに予防していくことが大切です。「自分は大丈夫！」と思わずに、歯と歯肉の健康チェックを受けましょう。

1. 対象となる方

20歳	平成12年4月2日～ 13年4月1日生まれ
30歳	平成 2年4月2日～ 3年4月1日生まれ
40歳	昭和55年4月2日～ 56年4月1日生まれ
50歳	昭和45年4月2日～ 46年4月1日生まれ
60歳	昭和35年4月2日～ 36年4月1日生まれ
70歳	昭和25年4月2日～ 26年4月1日生まれ

※歯が1本もない方、歯周病の診断が確定し治療中の方や経過観察中の方、または職場等で検診を受けている方は除く。

2. 検診内容

問診、口腔内診査(歯周ポケット検査を含む)、保健指導
(検診の当日に治療はできませんので、ご了承ください)
※「歯周ポケット検査」とは・・・前歯2本、奥歯4本の歯肉の状態(出血の有無、歯石の付着状況、深さ)を専用の器具で調べます。

3. 実施期間

令和3年1月31日まで
(最終月は混み合います。なるべく年内に受診しましょう。)

4. 実施場所

鎌ヶ谷市指定歯科医療機関 (要事前予約)

健康な体はお口からたん！

かまたんも年に1度は歯科

健診に行ってるたんよ！！



5. 検診の受診方法

①

- ・対象者の方に市より受診券が届く
20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方⇒令和2年3月末に郵送しています

②

- ・鎌ヶ谷市指定医療機関に電話などで予約をとる
（「鎌ヶ谷市歯周病検診を受診したい」とお伝えください）

③

- ・検診日当日、受診券と500円を持って検診を受ける
（受診券は返却されません）
- ・歯科医院の窓口で受診料500円を支払う
（自己負担金免除の方は無料）



6. 自己負担金

500円（歯科医療機関窓口で支払い）

ただし自己負担免除の方については無料（申請が必要）

自己負担金免除について

市民税非課税世帯・生活保護世帯に該当する方は自己負担金が免除になります。

※住民税額確認のため同意書（同意書の書き方参照）が必要になります。同意書に基づき世帯全員の収入に対する令和元年度市民税額を審査し、対象となる場合に「無料券」を発行します。歯科医院の窓口を受診券と一緒に無料券を提出してください。受診後の返金はできませんのでご注意ください。

※がん検診で、すでに今年度分の同意書を健康増進課に送っている場合にはお電話でご連絡ください。

同意書の書き方

〈ご記入いただく内容〉
歯周病検診無料券申請
「私の世帯の市民税額を確認することに同意します。」
1. 住所
2. 世帯主(ふりがな)(印)
3. 本人の氏名(ふりがな)(印)
4. 電話番号

あて先
〒273-0195
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
鎌ヶ谷市役所健康増進課
歯科担当係

7. 問い合わせ

鎌ヶ谷市健康増進課歯科担当 TEL047-445-1141（内線 795）

直通 TEL047-445-1394

